

○大石田町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱

(平成28年4月1日要綱第23号)

(目的)

第1条 町長は、大石田町空き家バンク制度要綱（平成28年大石田町要綱第20号）に定める空き家バンクの活用を促進するため、大石田町補助金等の適正化に関する規則（平成元年大石田町規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で空き家バンク活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録している空き家をいう。
- (2) 利用者 自ら居住する住宅として、空き家バンクを介し、空き家を購入または賃借する者をいう。
- (3) 所有者等 空き家の所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、過去に当該補助金の交付を受けたことがなく、次の各号すべてに該当する利用者または当該利用者に賃貸する空き家の所有者等とする。

- (1) 所有者等との間で空き家について売買契約又は賃貸借契約を結んでいること。
- (2) この補助金に係る改修に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (3) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でないこと。

(4) 町税等に滞納がないこと。

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事（以下「交付対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとし、町内業者が施工のうえ、補助金の交付を申請する年度内に、完了するものとする。

(1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事

(2) 内装、屋根、外壁等の改修工事

2 前条に規定する者のうち賃借し改修する利用者が交付対象工事を実施しようとする場合には、所有者等の承諾を得るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要する費用の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）又は50万円のいずれか低い額以内とする。

2 交付対象工事に要する費用は、消費税と地方消費税を含むものとする。

3 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、交付対象工事に着手する前に、大石田町空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 交付対象工事の見積書の写し

(3) 交付対象工事を行う部分を明記した図面の写し

(4) 交付対象工事着手前の写真

(5) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し

(6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、大石田町空き家バンク活用促進事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認したときは、大石田町空き家バンク活用促進事業変更（取下げ）承認書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、交付対象工事が完了したときは、速やかに大石田町空き家バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 交付対象工事の領収書の写し

(3) 交付対象工事を行った部分を明記した図面の写し

(4) 交付対象工事完了後の写真

(5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、大石田町空

き家バンク活用促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知する。

（補助金額の請求）

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに大石田町空き家バンク活用促進事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。